

日本において近代的な宗教研究が創始したのは、十九世紀後半であった。これは多くの論者が明らかにしてきた事実である。しかし、宗教研究自体を成立せしめてきた種々の世俗的な制度や法令、具体的には教育・学校・学問に関わる制度や行政の視点から、その事実を再考されることはほとんどなかった。近代日本における宗教研究は、それら世俗的制度のなかで如何なる歴史を歩んできたのか。本報告では、文部省、東京大学、専門学校の三点に着目しながら近代日本の宗教研究の特質を明らかにしていきたい。

まず述べておくべきは、日本の高等教育行政は国家、特に文部省という行政機関によって常に独占されており、それを巡って宗教勢力との対立・相克は生じなかったという点である。明治四年に文部省が設立されると、教育に関する行政領域は徐々に同省の独占管轄となっていく。同二二年に大日本帝国憲法が発布されると、それ以降の教育関連法令は原則として勅令として公布されていくが、このことは帝国議会での審議なしに教育関連法案を公布できることを意味していた。つまり、文部省が教育に関する制度と行政を独占できる正当性が、憲法によって担保されたのである。近代教育制度の構築過程において、宗教勢力からの影響を容易に排除できた制度的要因はここにあった。

次に、近代的な宗教研究のモデルが東京大学で萌芽したことをおさえておきたい。明治初期、日本最初の大学、かつ官立大学である東京大学において、仏教や神道に関わる科目が設置されたことは看過してはならない。大学での宗教研究とは、論理性・批判性・実証性を兼ね備え、かつ国益に利する研究であるというモデルがそこで形成されたためである。後に同大学内に宗教学講座が設置された際にも、初代教授の姉崎正治はそれを十分に理解していた。また、京都帝国大学に基督教学講座が新設された際にも、細心の注意を払いながら議論が進められていった。仏教研究も、神道研究も、キリスト教研究も、そして宗教学も、常に国家と対峙しながら自らの位置を探索していたのである。自身の学問分野を国家に対しどう位置づけることができるのか。国家と対峙を迫られたのは宗教だけではなかった。近代日本の宗教研究も国家との対峙を迫られていたのであった。

最後に、国家と宗教系高等教育機関の関係を規定した専門学校令の歴史的意義について触れておく。教育・学問からの宗教排除は近代教育制度構築過程において徹底された方針であったが、それが制度的完成を見るのが明治三十年代であった。同三二年の私立学校令と文部省訓令第十二号によって、宗教系学校は正規の学校体系への参入認可と引き換えに、学校内での宗教教育禁止を強制された。その後、同三六年には専門学校令が公布され、私立学校が専門学校へ昇格することが可能となった。ここで重要なのは、①私立学校令認可を受けた学校に宗教教育禁止を受容した学校のみが専門学校への昇格資格を保持する点、②専門学校で教授可能であったのは帝国大学で教授されている学問であった点である。つまり、専門学校自体がすでに非宗教化された教育機関であり、当然のことながら、そこでの教授内容や研究姿勢も非宗教的であることが前提とされていたのである。とはいえ、学問対象として宗教を取り扱うことは正式に認められた。これは見方を変えれば、学問的立場を踏まえた宗教的主張は公的な主張として認められる余地を残したことになる。公的舞台への参加資格を欲していた宗教勢力にとって、このことは非常に大きな意味を持った。専門学校令公布後に仏教系・キリスト教系が続々と昇格申請を行っていったのは、まさに公的舞台への参加を求めての行動だったのである。